

第12回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和4年4月19日 火曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

①小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針の一部改正について

②知事許可漁業の更新等について

・制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

・許可の取扱方針の制定について

③令和4年度石川海区漁業調整委員会開催計画について

④3月の許認可実績について

⑤その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年4月13日

3. 出席者

出席委員（14名）

| | | | |
|----|-------|------|-------|
| 会長 | 稲村 幸雄 | 会長代理 | 新谷 栄作 |
| 委員 | 小川 英樹 | 委員 | 勝木 省司 |
| 〃 | 坂下 優 | 〃 | 杉野 哲也 |
| 〃 | 中村 明子 | 〃 | 中村 浩二 |
| 〃 | 五十嵐誠一 | 〃 | 太田 均 |
| 〃 | 川島 和彦 | 〃 | 笹波 守勝 |
| 〃 | 中 浩二 | 〃 | 橋本 勝寿 |

欠席委員（1名） 角屋 敏彦

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課参事、小柳主幹、坂本主任技師
事務局 辻局長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針の一部改正について
水産課からの説明を受け、当該取扱方針の一部改正を承認した。（資料1参照）

(2) 知事許可漁業の更新等について

①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料3参照）

②許可の取扱方針の制定について

上記諮問にかかる5漁業種類の許可の取り扱い方針の制定を承認した。

（資料2参照）

(3) 令和4年度石川海区漁業調整委員会開催計画について
事務局から説明を受け、当該計画を了承した。 (資料4参照)

(4) 3月の許認可実績について
水産課から報告を受けた。 (資料5参照)

(5) その他
特になし。

6. 委員会終了時間 午後2時00分

第12回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 辻 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第12回石川海区漁業調整委員会を開催します。
なお、本日は、角屋委員から欠席の連絡を受けております。
それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 皆様、どうもご苦労さまでございます。
新たな年度に入って初めての委員会でございます。どうか本年度もよろしくをお願いします。それでは、早速、会議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 辻 局 長 | ありがとうございます。
では、まず資料の確認をしたいと思います。
最初に次第、次に資料1「小型いか釣り漁業（あかいか）県内の許可について」、資料2「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」となります。諮問にかかる漁業許可の許可方針が、資料3-1から3-5までとなっており、順に「小型いかつり（あかいか）」、「ぶりまき刺し網」「えびかご」「地びき網」「県外船のすけそうはえなわ」漁業になります。資料4「石川海区漁業調整委員会開催計画について」、資料5「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について」、資料6「3月の許認可実績について」、参考資料として「石川海区漁業調整委員会職員名簿、石川県農林水産部水産課職員名簿」、水産総合センターの漁海況情報、次回開催の直江庁舎の地図をお配りしてあります。
以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか？
- [全員、資料がそろっていることを確認]
- それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を杉野委員と川島委員にお願いします。
- [両委員 了承]
- 稲 村 会 長 | まず、議題1の「小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針の一部改正」について、説明をお願いします。
- 小 柳 主 幹 | 水産課の小柳です。小型いか釣り漁業（あかいか）県内の許可についてご説明します。資料1をご覧ください。
県漁協小松支所から小型いか釣り漁業（あかいか）県内の許可について、遊休許可制度に基づく枠管理からの新規許可を受けたいとの届け出がありました。漁業調整上の問題はないため、水産課としては許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を下記の通り

変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。

まず、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の377件、うち遊休許可の名簿管理の数61であったものを、遊休許可の枠管理の中から小松支所の1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は378件となります。遊休許可の名簿管理の数は61のまま変わりません。これにより、遊休許可の枠数管理の数は変更前の55から1件減って54件となります。取扱い方針の一部改正ということではありますが、後ほど説明します取扱い方針のうち、許可等をすべき船舶等の数を1件増やすというふうの一部改正したいと考えています。

以上、小型いか釣り漁業（あかいか）県内の許可について説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱い方針の一部改正については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[一同異議なし]

稲村会長

では、議題2の「知事許可漁業の更新」について、制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間について、知事より諮問がきております。許可等の取扱い方針についても審議したいと思えます。

辻局長

まず、事務局から諮問文を読み上げさせていただきます。資料-3をご覧ください。

[諮問文の朗読]

小柳主幹

事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。

今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、先ほどご説明いたしました小型いか釣り（あかいか）県内、それからまき刺し網（ぶり1そうまき）、かご漁業（えび）、地びき網漁業、はえなわ漁業（すけそうだら）の5つです。お示ししております制限措置のうち、グレーに塗ってある部分が今回ご審議いただく箇所となります。

まず1つ目、小型いか釣り漁業（あかいか）県内につきましては、先ほどお諮りいただいた新規許可にともなうもので、今回許可すべき数を1隻とします。次にまき刺し網（ぶり1そうまき）、かご漁業（えび）、地びき網漁業、許可期間の満了に伴うもので、資料のグレーに塗ってある部分、許可をすべき数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠の数が審議していただく内容となります。

関係地区と許可すべき数を順に読み上げますと、ぶりまき刺し網については加賀4件、美川0件、金沢、金沢港、内灘、南浦が5件、押水2件、羽咋、柴垣、高浜、志賀0件、西海1件、すず1件とします。輪島地区を対象としたかご漁業（えび）については、許可すべき数を8件とします。地びき網漁業については、許可すべき数を6件とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間については令和4年4月19日から令和4年5月18日までとします。

続いて次のページ、はえなわ漁業（すけそうだら）については、富山県船に対する1年許可となります。これについては昨年度の海区漁業調整委員会でご審議いただいております。制限措置に変更はありません。許可又は起業の認可を申請すべき期間については同じく令和4年4月19日から令和4年5月18日までとします。

この後に15ページから許可取扱方針を付けております。資料3-1の石川県沖合海域における小型いか釣り漁業（あかい）の許可等の取扱方針については、先ほどご審議いただいた通り制限措置の許可等をすべき船舶の数を更新した以外変更はありません。資料3-2刺し網漁業（まき刺し網ぶり1そうまき）の許可等の取扱方針については、漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えています。資料3-3かご漁業（えび）の取扱方針については、昨年西海地区を対象とした許可の更新の際に海区漁業調整委員会でご審議いただいております。今回は輪島地区の許可すべき隻数を更新しただけでその他の変更はありません。資料3-4地びき網漁業の取扱方針については、こちらも漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えています。資料3-5のはえ縄（すけそうだら）漁業については、昨年の海区漁業調整委員会でご審議いただいております。変更はありません。

以上、資料2の制限措置の公示、資料3の許可の取扱方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

中村（明）委員

許可を申請すべき期間ですが、5月18日までのものと5月19日までのものがあるのですが、それでよろしいのでしょうか。

小柳主幹

申し訳ございません。18日の誤りです。訂正させていただきます。

中村（明）委員

取り扱い方針で3-2の別表1について4月何日か現在のものだと思うのですが、3-1と同じで4月19日現在と考えればよろしいですか

小柳主幹

そのとおりでございます。

稲村会長

他に質問ありませんでしょうか。
これ以上なければ、制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間については、妥当であると判断しまして、その旨を本委員

会として答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

[一同異議なし]

稲 村 会 長

また、許可等の取扱方針の制定について、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[一同異議なし]

稲 村 会 長

では次に、議題3の「令和4年度石川海区漁業調整委員会開催計画」について説明をお願いします。

また、全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議についても併せて事務局より説明をお願いします

辻 局 長

それではまず本年度の本委員会開催計画についてご説明します。お手持ちの資料4をご覧ください。今年度は8月を除く毎月1回の合計11回実施の予定としております。原則、第3火曜日の休市日の実施とさせていただいていますが、9月のみ連休の関係で、木曜日が休市日となっております。委員会もそれに合わせて9月22日木曜日の開催とさせていただいておりますのでご注意ください。予定されている議題につきましては、資料のとおりとなっております。例年にない議題として2件あります。

ひとつは、漁業権の切り替えにかかるものであります。皆さん、ご存じのとおり来年9月1日に漁業権の切り替わることになっていまして、現在、その準備を進めているところであります。その一環として、10月の委員会に行使実態調査の結果報告、翌11月に漁場計画策定方針、そして一枚めくっていただいて翌年2月に漁場計画そのものの諮問を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

もうひとつは、10月18日の全国海区漁業調整連合会の日本ブロック会議の開催です。ブロック会議の概要については資料5をご覧ください。全国海区漁業調整委員会連合会は、全国水産業の発展に寄与することを目的に、全国の都道府県の海区漁業調整委員会によって組織されたもので、さらに4つのブロックに分かれて、それぞれ、共通の課題などを協議し、とりまとめしております。本委員会は北海道から福岡までの日本海ブロックに所属しており、毎年様々な議題について協議しており、本委員会でもご報告させていただいているかと思えます。その日本海ブロック会議が本年度は本県開催となっております。10月18日午後から金沢市内のホテルにて開催する方向で現在、調整しております。他府県の実施であれば、会長および事務局のみ参加となっておりますが、地元開催ということもあり、本委員会を午前で開催し、午後からブロック会議に参加していただきたく思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上今年度の開催計画案と日本海ブロック会議についてご説明させていただきました。

| | |
|------|--|
| 稲村会長 | <p>特にご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、次に、議題4「3月の許認可実績」に入りたいと思います。水産課より説明をお願いします。</p> |
| 小柳主幹 | <p>知事許可漁業の許可等の取り扱い状況に令和4年3月分について報告します。</p> <p style="text-align: center;">[資料6に基づき説明]</p> |
| 稲村会長 | <p>ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[質問等無し]</p> |
| 稲村会長 | <p>それでは、その他で何かございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">[質問等無し]</p> |
| 稲村会長 | <p>なければ、次回の委員会について、事務局よりよろしくお願ひします。</p> |
| 辻局長 | <p>次回の委員会について、ご連絡します、今回は、5月17日の火曜日13時30分より、最後の資料にあります直江庁舎の会議室で開催したいと思います。</p> <p>なお、コロナウイルスの感染状況により、日程や会議場所に変更が生じた場合には、ご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。以上です。</p> |
| 稲村会長 | <p>日本海ブロック会議については、せっかくの機会でありますので皆様に一緒にでていただくのが良いのではないかとということで、本委員会と一緒に開催させていただくことになりました。コロナの問題がなければ全員にでていただきたいとと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、本日は以上をもって終了させていただきます。ありがとうございました。</p> |

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____